

白 川 村 長 様
(行政改革推進本部長)

白川村行政改革に関する提言書

平成18年1月31日

白川村自立推進研究会

・・・ も く じ ・・・

はじめに	1
提言 1 村民の意識改革について	2
提言 2 村民活動の支援について	2
提言 3 さらなる産業振興について	2
提言 4 情報公開について	3
提言 5 各種審議会等のあり方について	3
提言 6 機構改革と人事について	4
提言 7 定員管理と職員給与について	4
提言 8 勸奨退職制度について	5
提言 9 職員の評価制度について	5
提言 10 職員の意識改革と資質向上について	6
提言 11 予算の執行について	6
提言 12 庁用車両の見直しと運用について	7
提言 13 庁用マイクロバスについて	7
提言 14 旅費の見直しについて	7
提言 15 公共事業の発注方法の見直しについて	8
提言 16 事務事業の見直しについて	8
提言 17 事務経費の削減について	9
提言 18 公共施設等の譲渡について	9
提言 19 公共施設の効率配置と有効活用について	10
診療所の統合について	10
小学校の統合について	11
保育園の統合について	11
その他の施設	11
提言 20 公共事業・村単事業について	12
提言 21 第三セクターの運用について	12
提言 22 補助金、交付金、負担金の見直しについて	13
荻町伝統的建造物群保存事業補助について	13
地区外の合掌造り保存について	13
提言 23 分担金等の受益者負担の適正化について	14
提言 24 公共料金の見直しについて	14
提言 25 委託料の見直しについて	15
児童生徒輸送及び福祉バス運行について	15
下水道関係経費について	15
デイサービスセンター運営について	16
提言 26 行政評価制度について	16
研究会開催実績	17
表 1 公共施設維持経費と今後の管理	19

・・・ はじめに ・・・

平成14年10月に、白川村が飛騨地域合併推進協議会を離脱してから3年が経過しました。その間、村は早々に独自の施策として議員定数の削減、収入役を廃止し助役と兼掌させたり、あるいは6課を3課にまとめたりと村内外に白川村が自立を目指す姿勢をPRしてきました。

国の新合併法の施行と「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が発表され、都道府県・市町村が足並みを揃えて改革に取り組む、その施策をわかりやすくすることによって国民へアピールするといった国の思惑があります。

今回の白川村自立推進研究会の立ち上げは、この先白川村がどこまで自立(自律)を貫けるかといった大前提のもとで、村が行財政改革を行うための方向付けをすることを目的と捉えています。本来の行財政改革とは単に人件費の削減や施設の統廃合ではないと思います。いかに村民にわかりやすく目に見える情報提供があつての行政運営こそが、真の行財政改革につながるものではないでしょうか。白川村の単独での自治運営に対し、村民一人ひとりがそれぞれの立場で協力し、5年後、10年後に振り返った時に、村は合併しなくて良かったと言えることを信じて止まないものです。

この提言書は村から出されたテーマに基づき、各委員からの意見をまとめたものです。行政の仕事は完全に把握できない部分もあり、参考とならない点もありますが、行財政改革の実施にあたっては役場内で十分な検討を重ねていただくことをお願いいたします。

提言 1 村民の意識改革について

昭和30～40年代の国の経済成長があり、本村でも電力開発の環境の変化と行政の施策によって、村民の行政依存の姿勢が進行した。白川村が単独村として決定し自治運営の今日に至っても、村民は単独自治運営の危機感は希薄と言わざるを得ない。

例えば祝日に国旗を掲げることは、村民の気持ちを一つにすることになり、連帯感が深まるのではないだろうか。せっかく単独村として出発したのに、途中で合併するわけには行かない。単独村でありながら何にでも対応できる強い村の姿勢が必要であり、村民の各種団体の活動の中で、自立に対して積極的に寄与することも大切である。村民の協力なくしては存続は不可能である。

自分たちでできることは、行政に任せず自分たちでできるよう地域連帯感の醸成が第一と考えるが、そのためには村の開けた行政執行、情報公開、アピールが重要となってくる。行政が変われば自ずと村民も変わるだろうが、その手法の検討が必要ではないだろうか。

提言 2 村民活動の支援について

行政が村民との協働や意識改革を促そうとするのであれば、村民の自発的な活動を支援することは必要である。

現在、村民の活動などを支援する制度の一つとして地域振興定住対策補助金があるが、主に克雪を目的とした個人への補助金であることは村民も理解している。村民にとっては非常にありがたい制度と言えるが、果たしてこの制度をいつまで続けるかということは村にとっては大きな課題である。いつまでも財源が確保できるわけでもないだろうから、所得制限を設けることも必要であり、廃止するのであれば適期を見極めていかなければならない。

一方、村内の各種団体補助金については昨年一律10%カットを実施したが、本来は活動内容の精査をしたうえでの補助金カットを望む。職員は県補助金などの制度を活用できるよう財源確保のためのアンテナを張り巡らしてほしい。また、運営団体の事務局を役場職員が行っている団体が多く見受けられるが、自立できるような指導が望ましい。行政に頼らない活動こそが意識改革による本当の自立ではないだろうか。

提言 3 さらなる産業振興について

将来、村の経済を何が支えるのか。白川村は何を目指すのか。

世界遺産を中心に観光に訪れる人々の数はピークの年には年間150万人に及んでいる。しかし、東海北陸自動車道が完成すればその数は一時的には増えるものの、数年後には減少して120万人前後に落ち着くものと思われる。現

在検討されている世界遺産地区内の交通規制は質の高い観光地へと発展していくであろう。このことは大きな産業の転換となり得るかもしれない。産業構造では60%を占める第三次産業は間接的な観光関連産業の発展へとつながる可能性がある。遊休農地の活用と景観保存、農産物等の地元消費による農業の活性化、観光と農業を結びつけた新産業の創出を期待するものである。また、観光協会等を中心とした受け入れ態勢の強化がさらに必要になってくる。

同時に村が考えなければならないことは積極的な企業誘致である。地域性を生かした新しい産業（ダム湖等の利用など）の創出と雇用の場の確保は最も重要なことと考えられる。村内業者の指導や育成も大切であり、事業転換等による仕事の確保、さらにはUターンできるための新たな職種の開発や研究なども検討しなければならない。歳出を抑えるばかりでなく、歳入を増やすことも考えていく必要がある。

白川郷が生き延びるためには観光に頼らざるを得ないところであるが、内からの活性化（村民のやる気）を図り、白川村第五次総合計画で提唱されている元気な村づくりに邁進していくことを望む。

提言 4 情報公開について

現在は村広報紙やホームページなどで公開されているが、その手法としてできるだけ行政用語は使用せず、村民にわかりやすい表現や資料にしてほしい。

村民は何に関心を持っているのか、メイン事業の紹介や予算・決算など数字を並べたものも時には必要であるが、村民が直接要望した小さな事の方がよほど興味がある。また、「知らぬ間にこんな施設ができた」ではなく、計画の時点で公開することにより、村民が行政に参画できる体制をつくる必要があると思われる。

最近ではホームページにより手軽に情報が得られる時代である。高速通信網の整備は村内では未整備であるものの、近い将来には整備しなければならない。行政情報は常に新しくなくてはいけない。行政の仕事をどう理解してもらうか、村民が何を求めているのか。では村はどうすれば良いのか。十分な検討を加えた上での開かれた行政運営が必要である。

提言 5 各種審議会等のあり方について

村が委嘱や任命した委員によって組織された委員会や審議会が存在する。これらはそれぞれの目的によって設置され、必要に応じてその活動が行われているのだが、法令等で設置を義務付けられたもの以外で、全く活動のない委員会があることも予想される。そのあり方や必要性を検討する必要がないだろうか。

また、委員の在職については長く務めた方が良い場合とマンネリ化を防ぐ意味から新風を注いだ方が良い場合がある。ただ単に業務が少ないから、他に適

任者がいないからという理由で継続しているケースもあるのではないだろうか。さらに、短時間で会議等が終了した場合の報酬は全額支給していることが多いようであるが、果たしてそれが妥当なのかどうか検討していかなければならない。

提言 6 機構改革と人事について

本村が合併しないことを表明した翌年の平成15年6月、少ない職員で仕事をこなすため組織を見直し、6課制を3課制にしたところであるが、評価については賛否両論がある。目的を達成するためには職員の協力体制の強化が必要だが、実際のところ横のつながりができたかという点、そうではないように見受けられる。係間の応援体制は少なく、担当間の壁は今だ残っているように思える。機構改革は執行の考えや思いをどのように仕事に反映させていくか、その手段であると思う。協力体制を築き上げない限り、どんな機構にしても変わらない。協力体制の強化ができないままパフォーマンスだけの改革は、反って職員や村民の混乱を招ねかないだろうか。村民にわかりやすい単純明快な名称と係制に戻すことも検討する必要がある。

人事異動については長い職員で7～8年になるが、マンネリ化を心配する声もある。プロフェッショナルを養成するという意味では多少長くなっても良いと思うが、いろんな業務を覚えることも必要ではないだろうか。「担当者がいないのでわからない」は、少なからず解消へと向かうのではないだろうか。職員の資質・能力を勘案して適材適所に配置し、事務効率をあげることが望ましい。

提言 7 定員管理と職員給与について

3年前の集落座談会において住民への説明では、職員数82人を30人減らして52人にするという説明があった。

財政が苦しいから、運営が苦しいから人を削減するでは、企業ならともかく行政が最初から「人減らし」に走ることはいかなものか。村民の意見が聞き入れられなくなるのなら無理に減らす必要がない。多少の行政サービスが低下することは住民も納得のうえであるし、他の行政経費の削減も考えられる。極端な意見として、村会議員や各種委員をボランティア化する方法もあり、他の方策を先ず考えるべきであろう。

現在の定年を待っての自然減という方法は、採用がないため将来問題を引き起こすものと予想される。勧奨退職制度を継続し、まんべんに年齢層を考慮した採用が必要である。また、職員の定員については施設の統廃合など将来の村の姿をしっかりと描いたうえで、本庁、出先機関にそれぞれ何人の職員が必要なのか、それによって適正人員を考えなければならない。決して52人にこだわ

る必要はない。

職員の給与は国に準じた給料表を採用しており、国や県からの指導があるところである。村の職員の給料は村内の一般民間人と比較して、高いのか安いのか不明な部分もあるが、本来独自の給料表を作成し運用すべきだろう。しかし事務量が膨大であり、それをこなせない小さな町村は国に準じるということで理解をしている。村の実情に目を向けてみると、全職員が定期昇給を受け、時期が来れば昇格しており驚くほどの給料額になっている場合もある。昇給、昇格制度を今一度見直し、昇格試験制度の導入などにより人件費の抑制に努めることも必要ではないだろうか。

提言 8 勸奨退職制度について

勸奨退職制度は長く勤めた職員が後進に道を譲り、第2の人生を始めるため60歳定年前に退職するものであるが、村にとっては職員の若返りを図ることができ、人件費を抑えることができる。

現在村の勸奨退職制度の要綱は平成18年度末となっていて、その勸奨退職による優遇措置（35年勤続した場合の7、8級職員で1号俸アップ約30万円、2号俸アップ約60万円、同じく6級職員で1号俸アップ約47万円、2号俸アップ約95万円）が打ち切られることになる。退職金としては既に支給割合で優遇（25年勤続で自己都合退職33.75ヶ月、勸奨退職42.12ヶ月、30年勤続で自己都合退職41.25ヶ月、勸奨退職51.48ヶ月、35年勤続で自己都合退職47.50ヶ月、勸奨退職59.28ヶ月）されたものになっており、さらに1～2号俸を上げる是非について検討が必要である。

前項目でも述べたとおり、計画的に職員を採用する必要があるため制度の継続は望ましいが、村としてさらに勸奨退職制度を強力に進める考えであれば、優遇措置を続けるのかどうか十分な検討をしなければならない。

提言 9 職員の評価制度について

日本の社会構造で長く定着した年功序列制度はもはや消滅しつつあるが、行政に限ってはいまだにその制度は根強く残っている。これでは職員のやる気を引き出せない要因となっているような気がする。一年一年大きな失敗なく漫然と過ごせば年齢とともに給料も上がっていく。果たしてそれで良いのだろうか。褒美やペナルティーなどメリハリがあっても良いのではないだろうか。

現在、役場で行われている職員の勤務評定は、人間の資質や勤務状況などにより勤勉手当に反映されているが、金額にしてみると僅かなものである。その係、担当の業務量を適切に把握したうえで、実績に応じた評価など優秀な職員には特別昇給や期間短縮昇給があれば、職員にとっても仕事に対しての意欲を掻き立てるのではないだろうか。反対に給料だけもらえば良いという考えの職

員であっては寂しい。

評価は非常に難しいことではあるが、職場の活気、職員のやる気を引き出すためにも検討を望む。ただ、一つ間違えると職員のやる気を喪失させてしまうことにもなりかねないので、他市町村の事例を参考にした推進が必要であろう。

提言 10 職員の意識改革と資質向上について

「役場の職員は・・・」と何かと比較され批判の対象となる。

先般の職員を対象とした自立村推進に伴うアンケートでは、対象職員66人のうち18人の回答しか得られなかった。これは職員の意識が欠如している証拠である。白川村が自立の道を選んで、村民に対して意識改革をし協力を願う立場であるのに、職員自らがこのようなことでは改革はできない。職員自身、単独運営に関してどのような心構えなのだろうか。

本当の改革は、職員の意識改革から始まるはずである。そのためには現場の管理者の指導が大切であり、若い時からの積極的な研修も必要である。権利ばかり主張して義務を果たさない職員であってはならない。職員は、常に自己を高める努力をしながら職務に専念しなければならない。

改革は人々の心の中、人々の心構え、人々の考えが変わることから始まる。

提言 11 予算の執行について

予算を要求し議会で認められたせっかくの予算を執行しなかったり、何らかの理由で多額の予算を残すということがいくつか見受けられる。何のために予算を組んだのか、執行しなければ事業効果は得られないはずである。節約によって予算が余ったり、執行する必要がなくなったりしたのであれば、補正予算で組み替えてでも有効に使うべきである。財源不足で当初予算で組むことができなかった100万円、200万円規模の事業なら可能になる。翌年度の予算を確保するため不要なものを購入したり、予算消化するようなことは望ましくない。

執行に際しては効果を考えれば早期に着手すべきであるし、努力して支出を抑えたのであれば、それは評価すべきことであって、その余った予算をいかに有効活用するかである。また、予算編成はもちろんだが支出面での財政担当の指導と厳しいチェックを望むところでもある。

村の予算関係は広報紙等で時折紹介されるが、村民にわかりやすい指標を用いた方法を取り入れて欲しい。良くも悪くも職員の意識の問題なので、予算執行にあたっては企業と同様に経費をいかに節減し、いかに大きな効果をあげるかを常に意識して取り組んでいく必要がある。

提言 1 2 庁用車両の見直しと運用について

庁用車の導入には購入とリースの方法があるが、村は10年ほど前からリースに切り替えてきた。現在、役場で使用している車両は特殊なものを除き大半がリースである。リースのメリットは一時的に多額の資金がいらぬ、資金計画が立てやすい、こまごまとしたメンテナンス費用が発生しないことなどである。しかし、村の更新基準は3年若しくは10万kmであるため、購入した方が安くなる場合もある。しっかりと整備をし大切に使用すれば、リース期間を5年に延ばすことも可能であり、リース料も抑えられるので、更新時には総合的な見地から十分な検討が必要である。

また、車種決定においては村の第5次総合計画にある「環境に優しい村づくり」から、ハイブリッド車を導入しているが、まだまだ高価である。最近導入しているコンパクトカーも村民の評価を得ているので、驚沢にならない程度で安全性や経済性を考慮したい。用途によって村内のみの使用に限定するならば良いが、軽自動車など安全性が劣るものは避けるべきではないだろうか。

使用にあたっては庁用車の乗り合わせを推進し、燃料や高速通行料の節減に努めるとともに、長く乗るためにはリースと言えども大切に使用しなければならない。

提言 1 3 庁用マイクロバスについて

庁用マイクロバスは平成15年の更新時に経費を比較したうえで業者へ全面委託したところである。委託したことで村民から使いにくいという話が出ているのも事実で、職員アンケートではマイクロバスを所有しないことが経費の増大につながっているという意見さえもある。

専属運転手を設けることが維持するうえで最大のネックになっているようで、運転手を臨時職員や賃金雇用等にした場合や公務以外は使用団体が運転手を準備するようになれば、現在の委託料を下回る計算が成り立つ。ただ、安ければ良いというのではなく、安全性を考えると業者委託にすべきだという意見も無視できない。マイクロバス運行業務を直営か委託するかは再度協議して明確な結論付けが必要である。

次にマイクロバスの使用については早急に規程を整備すべきである。曖昧な運用によって委託料を増大させていることは否定できない。公務以外の使用については正規に負担を求めるべきである。

提言 1 4 旅費の見直しについて

職員等の旅費を隣接の市と比較すると、日当について高山市は飛騨地区内は支給なしで他地区は2,200~2,400円、飛騨市は日当を一切支給して

いない。郡上市も県内は支給しておらず県外は一律2,200円支給している。日当を支給する背景として高速道路等が整備される以前、道路事情が悪く出張に長時間を要したため支給されたものと推測する。現在道路事情が変わって東海北陸自動車道が全通すれば高山市の中心部へは30分程度に短縮される。地理的悪条件は克服されるのである。今後益々節減の方向へ進む以上、日当は給料のうちという考えから日当を支給する必要があるのか、一度に無くすことが無理であれば段階的に郡内の日当を廃止するなど検討すべきだと思われる。

また宿泊料については、どこも同程度で大差がない。職員は安い宿を探してその差額を浮かせようと努力しているのだが、職員アンケートでは車代（自家用車出張）は実費なので宿泊代も実費にしてはどうかという革新的な意見も出ている。合わせて検討が必要である。

職員の職務を遂行するうえで支障があってはならないが、役場の内部から改革して村民にアピールすることは必要であり、村民の理解を得る方策の一つとして受け止められる。

提言 1 5 公共事業の発注方法の見直しについて

事業発注において節減を取るのか村内業者を選ぶのかは、一長一短があり賛否の分かれるところである。

現在村は地元業者の育成を図るため指名競争入札方式を取っている。近年全国的に採用されているのは電子入札制度であり、全国公募により価格を下げようという経費節減に徹したやり方である。この方法では大企業に仕事を取られるため、地元業者にとって痛手となることが目に見えている。村内の業者がなくなれば雇用がなくなり、失業者も増え、結果として村の活性化にはつながらない。除雪体制さえも整わず、有事の際には非常に心配されるところでもある。電子入札制度の導入に向けて検討は必要だが、導入すればどうなるのかを良く考えて村の方針を決定しなければならない。最終的に建設産業を支える業者がなくなれば単独村として生き延びることは難しくなると思われる。これは他の業種においても同様である。

また、今までいくつもの箱物が整備されてきたが、デザインの的には問題はないものの使い勝手が悪い建物もある。設計者を選ぶ場合は白川村を良く知った業者を採用するなど過去の反省を踏まえて取り組む必要がある。

提言 1 6 事務事業の見直しについて

事務事業として県が示すものは次の

本庁舎清掃、本庁舎夜間休日警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、し尿処理、一般ごみ収集、学校給食、学校用務員事務、水道メーター検針、道路維持補修・清掃等、ホームヘルパー派遣、在宅配食

サービス、 情報処理・庁内情報システム維持、 ホームページ作成・管理、 調査・集計、 総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）などである。白川村ではこの内職員で行っているものは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 であり、民間へ委託しているものは、 、 、 、 、 である。

国が言う「民でできるものは民へ任せる。」は大きな組織だから言えることであって、目的が公務員の削減そのものであるため、小さな町村にはそのまま当てはまらない。事務事業を受けることのできる企業や団体が存在しないため職員で行うしかないのが現状である。しかし、学校給食や学校用務員及びごみ収集については、職員の定年を待って廃止あるいは民間委託へ移行することが可能であり望まれる事業である。結果として職員削減となり行政のスリム化につながるものと期待できる。その他のものについては職員が当番制で対応しており、民間に任せれば新たな委託料が発生するので、このことは経費削減としてはマイナス要因となる。現状を維持していく必要がある。

さらに細かな部分では、各担当ごとに単独行政推進職員検討会及び自立村推進に伴う職員の意識改革調査で挙げた項目について、できるものから早急に取り組む姿勢が望まれる。

提言 17 事務経費の削減について

節電等の事務経費の削減は、いくらやっても大きな金額となって現れるものではないと思われるが、「チリも積もれば山となる」という金言は決して無視できない。使わない電気をこまめに消したり、夜間・休日などのパソコンやプリンター、コピー機の電源を切ることなどは、職員が意識を持って当然の事と受け止めて事にあたればできないものではない。

職員アンケートで出された項目は、即実行に移すことができるものが多くある。誰彼となく率先して一人一人が実施すれば変わってくるだろう。時には総務課サイドから、組織的に指導や喚起することも必要である。

職員自らが経費節減の意識をもって実行しなければならない。その細かい心遣いの行為が、いずれ村民の共感を得て単独村推進のための大きな効果を期待できるのではないだろうか。

提言 18 公共施設等の譲渡について

官設民営の施設は数多く存在するが、建設にあたっては村の財源確保のため補助事業や起債を活用した施設がほとんどである。

現状を見ると観光関連施設や集会施設的な建物は、特定の事業者へ管理運営を委託しており、集会施設にあってはほとんどがその地区でしか活用されていない。村有財産である以上、修繕や火災保険料などは継続して村で払い続けることになる。このままだと村の財政を圧迫し続けるので、特に売上の伴う、収

入が見込める施設から譲渡すべきではないだろうか。その良い例が白川郷ロジである。また、地区の集会施設についても行政から手を切るべきと考えられる。あるいは施設の活用目的について行政の拘束がなければ、地区の目的に応じて活かされる施設もあるのではないだろうか。ただ、施設をその地区や団体に譲渡した場合、固定資産税がかかってくるという問題が発生して、困難となることも予想される。もし、譲渡が補助制度上やその他の問題でできないのであれば、村の支払い分を回収する策（建て替え分を納入する）を講じるべきではないだろうか。今までの契約内容を見直す必要がある。

提言 19 公共施設の効率配置と有効活用について

村が管理する建物は100棟以上にものぼるが、これらの施設を村が全て維持していくには莫大な経費が必要となる。条例等で定められた利用料を徴収するものには、条例にのっとった運用が必要である。

今後の計画の中にも箱物建設の計画があると思われるが、どうしても必要な施設なのか、他の施設で代用ができないのか、長期的な財政計画の中で適当かどうか十分検討され、総合的な判断が必要である。特に施設の形態として合掌造りの建造物にすることは、後に多額の維持経費が発生することを忘れてはならない。

施設の望ましいあり方については表1に示しているが、現状維持は村直営あるいは管理の委託を継続するもので、管理の形態は指定管理者制度を積極的に導入して住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図らなければならない。

統合は学校関連施設のものが中心であるが、基本的には村内に2ヶ所あるものは1ヶ所にすべきと考える。譲渡は民間企業・団体組織又は地域の自治体などにその施設を譲り渡し（場合によっては有償）、施設の維持経費を村がかけなくて済むようにするもの、廃止については老朽化や施設の活用が図れないため取り壊した方がよいと思われるものである。

診療所の統合について

診療所は交通の不便さから2ヶ所の施設を維持してきた。しかし、平成16年度から医師を1人体制にしたところである。つまり村としては2人の医師を確保できない状況にある。当然ながら施設も1ヶ所にする大きな決断を下すべきである。その診療所は、当然人口の多い大郷地区に残されるが、非常の場合も考慮に入れて、平瀬地区に館を残すことの仕組みも必要である。両者は相反する意見であり矛盾するが、それは高速道路が整備されてきた今でも、平瀬地区から中核病院までは45分を要するという現実があるからである。それほど生命に直接関係する施設は、簡単に判断ができない。

また、平瀬診療所が老人福祉センターと併用されていること、住民情報の証明書発行など解決すべきことがあるので、今すぐに結論づけるのではなく中期的に解決できるよう検討を重ねることが望ましい。

小学校の統合について

教育委員会の説明によると、白川小学校の校舎は危険なため建て替えなければならない。平瀬小学校はまだ新しいが、白川小学校の建て替えに合わせて小学校を統合することで方針が決定されている。教員住宅についても老朽化、学校校務員や教員住宅調理員もここ数年のうちに定年を迎えることになる。村としては退職者に対して補充する考えはなく、これらの問題を一気に解決するには小学校を統合することが最良の方法と思われる。

今年4月の統合推進委員会で、新白川小学校の平成23年開校に向けてしっかり協議し実現してほしい。

保育園の統合について

両園とも施設はまだ新しく老朽化を心配するところではない。

統合を考えた場合、園児の輸送の問題や保育園からの12年間を変わらない人的環境の中で学習することが良いのか疑問の残るところでもあり、また幼児という特性から親元に近い施設での保育の必要性を考慮に入れて、単に経費節減だけで1施設にするよう結論づけることはできない。

ちなみに隣接する旧村はどこも1ヶ所の運営である。単独で進む以上限られた共同体の中で育つ子供に対して、どのように新鮮な気持ちを持たせ成果を上げるか、現場の保育士や教師の努力に期待する他はない。

保育園の統合は小学校の統合が実施されてから検討に入るべきで、今しばらくは2園を維持する方が望ましい。

その他の施設

来年度建設が予定されている総合文化交流施設は広報紙などにより情報が開示されているだろうか。地元と行政だけが知っているだけでは、村民の活用も期待できない。どういことができる施設なのか、しっかり村民にアピールすることが大切である。

多額の資金を投入する以上、無駄な施設と言われられないためにも有効活用できるよう管理運営体制を確実なものにして進めなければならない。

提言 2 0 公共事業・村単事業について

大きな事業は国・県補助金や有利な起債を充当させての執行になるが、「補助金を使わなければ損」、「メリット債を使えばできる」という安易な考え方を改める必要がないだろうか。何でも建てれば良いという時代ではない。当然ながら村の持ち出し財源が必要となってくる。その前にこの事業は村にとってどうしてもなくてはならない事業や施設なのか。もっと村民の意見を聞いてから推進することが望ましい。

特に今後の事業の導入にあたっては、施設の有効性は将来とも期待できるか、管理体制は良いか、将来の維持経費を甘く見てないか等十分検討する必要がある。

有利と言われる過疎債は、元利償還金の70%が交付税に算入されるものの、残りの30%分は村の持ち出しとなる。当然ながら利息がつき12年にわたって償還しなければならない。平成17年度末の全会計の未償還額は57億5千6百万円で、村民1人あたりの借金は約280万円となっている。起債制限比率は9.1%で予算に占める公債費は約20%と財政を圧迫しているように見受けられる。

今後は、必要最小限の起債として公共事業や単独事業を行い、健全な村の財政運営に当たらなければならない。また、適正な事業の事前・事後の評価をして、結果を村民に知らせていくことも必要ではないだろうか。

提言 2 1 第三セクターの運用について

第三セクター方式による会社運営は他市町村の状況を見ると、赤字経営になっているところが多いように思われる。産業振興や地域の活性化、雇用創出などの目的で自治体が関わって設立したものの、運営状況が悪く赤字補てんすることなどは論外であって、村の財政の足を引っ張ることがないようにしなければならない。一般的に民間企業だと施設の建設に対する負債の償還などを含めての採算性であるのに、減価償却のリスクを持たず運営費のみでの独立採算がとれないようであってはならない。

村内では平成8年に飯島観光開発株式会社が設立され、今年11年目を迎えたが、その運営状況は世界遺産効果も手伝って毎年配当金を出していることは評価すべきと考える。

しかし、道の駅が公共施設であるため公衆トイレの維持経費を自治体が負担することは仕方がないこととしても、清掃などの委託経費はどうであろうか。荻町ではボランティア、せせらぎ公園では職員によって実施されていることを考えれば、現在の委託料を見直すべきではないだろうか。もう一つ、道の駅施設は合掌ミュージアムも含めた一つの施設として考えるのが妥当ではないだろうか。

このことは本年度設立された大白川温泉観光株式会社においても、将来の道

の駅構想に影響を及ぼすことになるので早急に見直しが必要と思われる。

提言 2 2 補助金、交付金、負担金の見直しについて

村補助金は平成 17 年度当初予算編成において、財源不足から一律 10% 削減に踏み切ったところであるが、本来は各補助団体の活動や決算を精査して行うべきである。平成 18 年度も同様で財源不足が予想されることから、必要性や既に目的が達成されたものがないか、過去から継続的に補助されてきて団体そのものに補助する意味がなくなったもの、事務局を行政の担当者が行って独立してないものなどは、しっかり見直しをし抑制に努めてほしい。また、観光協会や商工会などへの補助は人件費としての支援と見受けるが、職員出向による補助金カットも一つの方法として検討も必要である。

交付金はその年度にやらなければならない必要な事業と認められるが、実行委員会などを立ち上げて事務上やりやすくするための方策であり、交付金の用途にはシビアな考えでチェックが必要と思われる。担当が要求するがままの交付であってはならない。場合によっては交付金で一括交付するのではなく、各節（一般会計・特別会計）の中から直接支払っても良いはずである。

負担金については義務的なものという性質から容易に削減できるものではないが、周囲の合併等により組織の見直し、統合による組織のスリム化となるものがあると思われるので、各担当において鋭意努力しなければならない。

荻町伝統的建造物群保存事業補助について

文化庁が補助する荻町伝統的建造物群の合掌家屋屋根葺き替え事業等については、将来補助率が下がる（岐阜県は既に下がっている）と予想されるが、今までのように国県を含めた村の補助を 90% で維持することは、村の財政状況からも厳しい面がある。補助率の見直しや世界遺産合掌造り保存財団が実施しているように、営業者・非営業者に差をつけることや、人件費を含めた積算基準の根本的な見直し、あるいは限度額の設定などいろいろと考えられるので見直しを進めてほしい。

これは一方的な補助金削減という観点での意見だが、では合掌家屋所有者にとってはどうであろう。補助金が削減されれば所有者は財政面から合掌造りを守っていけなくなるという不安も当然出てくるであろう。文化財を守っていくという保存意識の高揚も、同時に凶らなくてはならないはずである。

いずれにしても複雑で難しい問題であるが、世界遺産は「結い制度」も含めて認められたものであるので、社会の流れに逆行するかもしれないが、是非この伝統文化を大切に残していけるよう努力しなければならない。

地区外の合掌造り保存について

伝統的建造物群保存地区外の合掌家屋の屋根葺き替え補助は、住居に限って県の補助金があるので70%の補助をしているが、それ以外の合掌造りについては35%となっている。また、棟茅葺き替え、差し茅事業は伝建地区の営業者程度の補助率となっているのが現状である。

しかし、平成2年に日本ナショナルトラストが調査した頃から比べると、主屋は10棟(14棟減)で、専用住宅は4棟、他は営業等に使われている6棟であり、補助があっても激減の一途を辿っている。守りたくても財政上の問題で守れないという事実がある。

合掌造り自体が昔からそこに存在したのなら価値があると評価されるが、単体で残っている場合は建物だけの評価であり、複数により景観を形成している場合とは異なる。その辺が保存意識を低下させている要因であるのかもしれない。

村として合掌造りの村外への流出は防がなければならないが、所有者の意思統一も必要となってくる。その前に白川村は今後地区外の合掌造りをどうしていくのか方針を固める必要がある。

提言23 分担金等の受益者負担の適正化について

村が行う業務には受益者負担を求めるルールがあるが、必要経費から受益者負担を差し引いた残りは当然村の持ち出しとなってくる。つまり受益者でない人も税金という形で負担していると言える。税負担と受益者負担のバランスを事業の公共性などから勘案して一度点検し、見直すべき点は見直すべきである。

また、公共施設の使用料などについては、減免扱いとなっているケースが多く、時代に合った負担であるべきで、村民の理解を得ながら利用者の負担を求めていくことが、今後一層必要となってくる。

提言24 公共料金の見直しについて

合併するしないに関わらず、村民には「応分の負担」が必要と認識しているが、公共料金の値上げについては財源不足から収入確保という単純な考えでは村民は納得しない。

上下水道を例にとると村は地理的に、集中性や受益者戸数などから高山市と違って単純に独立採算が取れない。つまり税金の投入はいたしかたないところである。将来にわたって施設整備をしていかなければならないが、それに伴っての利用料金値上げは高山市よりも安価に設定しなければ、単独村を選択した意味がない。

独立採算を追求して村民に賦課をかけるのか、ライフラインだけは住みやす

い村を貫くために現状を維持していくのか、しっかりと協議して村民に示す(単独村の利点)必要がある。

提言 2 5 委託料の見直しについて

国の三位一体の改革の中に「民でできるものは民に任せろ」という項目があるが、村においても全ての業務を見直せば民間委託できる業務があると思われる。今後、職員数が減っていく中で全ての業務を行うことは無理であるし、民間委託することは地域振興にもつながるものであり、しっかりした積算をし、コストにも十分配慮したうえで指定管理者制度を大いに活用し、民間委託を積極的に進めることが望ましい。

また、今まで委託契約してきた業務では、平成17年度の見直しによって2件、600万円の節約例があったが、さらにその必要性や妥当性を精査し、より安価になる方法を導き出していくことが必要である。

児童生徒輸送及び福祉バス運行について

小集落からの児童生徒の輸送については、地域格差を解消するため地元タクシー会社にその業務を委託しているが、専属運転手の確保が必要なことから高額になっている。

親や役場職員による送迎も検討されているが、補償問題や助成の関係など解決しなければならない事項があるため実現には至っていない。地域ごとに実施されている送迎を、一本化して一台でできないか、などあらゆる方策を研究し、改革に向けて実現できるよう検討する必要がある。

また、福祉バス運行についても効率の良い運行を実施しなければならない。

下水道関係経費について

下水道会計は独立採算が取れば問題ないが、白川村においては完成後の加入が進んでいないのが現実である。下水道整備後、3年以内に繋ぐ規定を尊重して加入率を上げる必要がある。特別な理由のあるものは除き、加入してもらえないものは、当初の下水道敷設に関わる諸規定に照らして、協力金を徴収することも、考えなければならないのかもしれない。

施設の維持経費も大きいことから一般会計からの繰入金も、毎年2,500万円に達しており、料金収入は維持経費の半分しか賄えていない。採算が取れなければ値上げという意見もあるが、自立村として貫くためには値上げは極力自重したい。

まずは山水や井戸水などを違法に下水道に入れているものを、早急に調査し解決しなければならない。村民に一層の理解を求め、協力していただく体制が急務である。

デイサービスセンター運営について

特別養護老人ホームが長瀬地内に建設されることになっているが、このことは益々高齢化が進む本村にとって非常にありがたいことと受け止める。

この分野に民間が入ることで、デイサービス業務を委託することが可能であり、村の計画どおり進めてもらうことを強く望む。

新しい施設ができることや、業務を民間委託することによって、利用料が跳ね上がることをないように業者との十分な協議が必要である。また、現在の職員の身分保障や役場職員出向の廃止などにも十分な配慮が必要である。

提言 2 6 行政評価制度について

近年、行政評価制度が重要視され、この制度を取り入れる自治体が増えてきている。

今までの村行政は、村民の行政需要に対して、総合計画を中心に個別的な計画に重点を置き、計画されたことを実施してきたが、その成果を村民の視点に立って点検・評価することがあまりなかったように感じる。

社会環境のめまぐるしい変化と、財政状況の厳しさが増す中で、限られた財源と人員をいかに効率的に配分し、かつ効果を上げるかが、どの自治体においても重要課題となってきた。また、苦情処理といった事も今までは内密的に行われたが、今は開示する時代になった。

これらの解決手段として行政評価制度を取り入れ、自立推進することが必要である。

・・・ 研究会開催実績 ・・・

- 第 1 回 平成 17 年 6 月 15 日（水） 白川村役場大会議室
出席者 委員 10 人 行政 6 人 計 16 人
・趣旨説明
・研究会の進め方
・役員の選出 他
- 第 2 回 平成 17 年 7 月 4 日（月） 白川村役場大会議室
出席者 委員 13 人 行政 5 人 計 18 人
・情報公開について
・各種審議会等のあり方について
・村民の意識改革について
・村民活動の支援について
- 第 3 回 平成 17 年 7 月 27 日（水） 白川村役場大会議室
出席者 委員 10 人 行政 6 人 計 16 人
・さらなる産業振興について
・機構改革と人事について
・定員管理と職員給与について
・勸奨退職制度について
・職員の評価制度について
・職員の意識改革と資質向上について
- 第 4 回 平成 17 年 8 月 30 日（火） 白川村役場大会議室
出席者 委員 14 人 行政 5 人 計 19 人
・予算執行について
・庁用車両の見直しと運用について
 マイクロバス使用について
・旅費の見直しについて
・公共事業の発注方法の見直しについて
・事務事業の見直しについて
- 第 5 回 平成 17 年 9 月 29 日（木） 白川村役場大会議室
出席者 委員 8 人 行政 5 人 計 13 人
・事務経費の削減について
・公共施設の効率配置と有効活用について

- 第 6 回 平成 17 年 10 月 25 日 (木) 白川村役場大会議室
出席者 委員 10 人 行政 5 人 計 15 人
・ 公共施設の効率配置と有効活用について
- 第 7 回 平成 17 年 11 月 14 日 (月) 白川村役場大会議室
出席者 委員 9 人 行政 5 人 計 14 人
・ 公共施設の効率配置と有効活用について
・ 公共事業・村単事業について
・ 第三セクターの運用について
- 第 8 回 平成 17 年 11 月 30 日 (水) 白川村役場大会議室
出席者 委員 11 人 行政 5 人 計 16 人
・ 補助金、交付金、負担金の見直しについて
・ 分担金等の受益者負担の適正化について
・ 公共料金の見直しについて
- 第 9 回 平成 18 年 1 月 10 日 (火) 白川村役場大会議室
出席者 委員 8 人 行政 4 人 計 12 人
・ 委託料の見直しについて
・ 行政評価制度について
・ 委員からの提案事項について
- 第 10 回 平成 18 年 1 月 31 日 (火) 白川村役場大会議室
出席者 委員 10 人 行政 7 人 計 17 人
・ 提言書のまとめと提出